

平成29年度税制改正要望書

平成28年9月

一般社団法人 日本電機工業会

会長 志賀重範

現在のわが国経済は、昨今の円高傾向が企業収益減少に繋がり景気停滞を招き、さらにその景気停滞によって消費税増税が延期される等、今後も厳しさを増すことが懸念されます。この状況から脱却すべく景気対策が急がれる一方、将来の財源問題への対策も待ったなしの状況であり、まさに中長期両面において課題が山積しております。

また海外との関係においては、欧米諸国に加え、中国アジア諸国等新興国の台頭による国際競争が激化している最中、中国経済そのものの減速や英国のEU離脱決定等への対応も迫られる等、わが国企業をとりまく経営環境の不透明感は高まっております。

このような厳しい状況下においても、我々電機業界は、高効率火力発電機器、再生可能エネルギー設備や環境配慮型家電製品の分野における世界有数の環境・省エネルギー技術等に代表されるように、世界トップレベルの技術開発力を維持しており、それらの技術や製品の国内普及はもとより、全世界への普及を通じて、世界経済の発展や地球規模の環境保全に対して大きく貢献してまいりました。

また近年では、IoT技術を活用した新たな電機業界自体の事業・ものづくりの革新ならびに、それを活用した新たな製品・サービスの創出・提供を図るべく鋭意取り組んでおり、さらなる経済発展への貢献に向けて一層の努力をしております。

これらの取り組みを通じて、今後も我々電機業界が、これらの活動を継続し国内外のさらなる経済発展に寄与していくには、主たる活動拠点である国内の企業立地環境のさらなる充実が不可欠であり、そのためにも、わが国税制の整備・見直しが大変重要であると考えます。

平成29年度税制改正要望では、わが国企業の国際競争力強化や国内投資促進並びに雇用維持・創出の効果の観点から、民間投資を加速すべく研究開発促進税制(R&D税制)の拡充ならびに期限延長、地方税の見直し(償却資産に係る固定資産税の廃止・外形標準課税拡大反対等)、企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃を中心と要望いたします。

●優先要望項目

- 1. 研究開発促進税制(R&D税制)の拡充ならびに期限延長**
- 2. 地方税の見直し(償却資産に係る固定資産税の廃止・外形標準課税拡大反対等)**
- 3. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃**

その他の要望項目については、8ページ以降をご参照下さい。

わが国電機産業の概況

わが国の電機産業は、従来から培ってきた世界最高水準の技術・人材を維持・活用し、強い技術・製品・システムをさらに強くし、国内の生産を確保しつつ、世界へ日本の優れた技術を提供し、常に最先端の製品、システムを創出して事業展開を進めております。

●重電機器分野の概況・取組み

国内では「長期エネルギー需給見通し」及び「温室効果ガス削減目標」に基づき、より高効率な火力発電所の新增設又はリプレース、また再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー製品の普及などが見込まれ、今後も堅調な需要が期待されております。またグローバル市場では、新興国を中心に旺盛なエネルギー需要を背景に、今後も市場拡大が継続と見込まれます。

わが国重電産業としても、日本に強みのある火力・送変電技術の更なる高度化・高効率化の推進やインフラ・システム輸出の競争力強化、再生可能エネルギー拡大とスマートグリッドなど地域・需給システム全体での最適エネルギー管理ビジネスの拡大、また新たな取り組みとして、IoT技術を活用した新たな電機業界自体の事業・ものづくりの革新ならびに、それを活用した新たな製品・サービスの創出・提供にも取り組んでおります。

また、わが国企業の海外生産は増加しているものの、主要な生産拠点の多くが国内に残っており、欧米をはじめ中国・韓国メーク等との競争も激化している中、わが国企業が世界有数の技術開発力により国際競争力を維持し、さらに今後期待される新興国需要の事業獲得や、国内雇用維持・創出を実現していくためにも、法人税減税や研究開発促進税制拡充等、税制の後押しが重要と考えます。

●家電機器分野（白物家電機器分野）の概況・取組み

国内市場は、景気や天候の影響があるものの、中長期的には買い替え需要などで堅調に推移すると予想され、グローバル市場では生活家電として新興国を中心に需要拡大が見込まれます。

わが国家電産業としても、材料・部品レベルでの改善の積み重ね、キーテクノロジーの技術革新による省エネ性能や基本機能の更なる向上、エコをキーワードとしたリサイクル技術開発と環境配慮設計による環境にやさしい製品群の創出、家庭・ビルなどにおけるエネルギー利用の最適化と消費者の利便性を実現するスマート家電としての市場拡大を図っていきます。

また家電製品では世界各地で最適地生産（現地生産、現地販売）を行っておりますが、特にわが国製造業の生命線である研究開発については、国際競争力維持を図るべく国内に引き留める施策が必要であり、そのためにも研究開発促進税制拡充が大変重要と考えます。

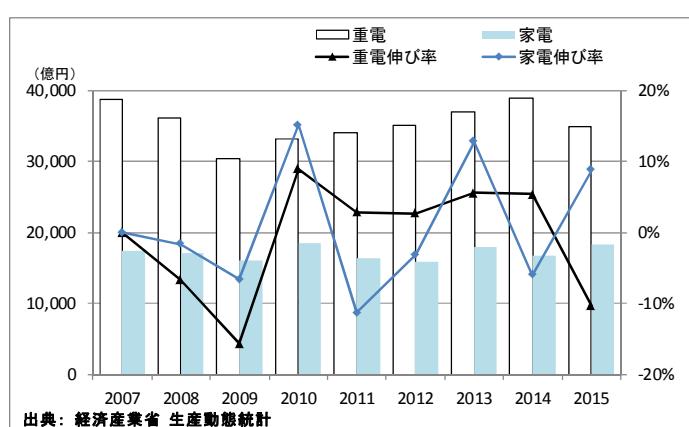
①電機・電子産業の国内生産額の概況(2015年)

分野	金額	比率
家電機器(JEMA取扱製品)	18,302	9.5%
重電機器(JEMA取扱製品)	34,957	18.2%
電子計算機及び関連装置	10,697	5.6%
電子管・半導体素子及び集積回路	55,375	28.9%
民生用電子機器	6,759	3.5%
電子部品	23,614	12.3%
通信機械器具及び無線応用装置	10,795	5.6%
その他	31,189	16.3%
合計	191,688	100.0%

出典：経済産業省 生産動態統計

重電製品：
発電用ボイラ及び原動機、回転電気機械、電動機一体機器、静止電気機械器具、開閉制御装置及び開閉機器、原子力プラント、新エネルギーーシステム
家電製品：
生活環境・冷暖空调機連機器、調理厨房機連機器、ホームランドリー機連機器、理美容機連機器、ネットワーク家電機器

②重電・家電製品の国内生産額と伸び率



■2015年度の状況

重電分野：

アジアを中心とする新興国経済の減速や海外プロジェクト案件の先送りの影響を受け、前年度比89.6%と、6年ぶりに前年度を下回った。

白物家電分野：

冷夏、暖冬など天候不順があったものの、2014年4月の消費増税後の低調傾向を脱し、生産の国内回帰の動きや高付加価値機種が好調に推移したことにより、前年度比108.8%と、2年ぶりの増加。

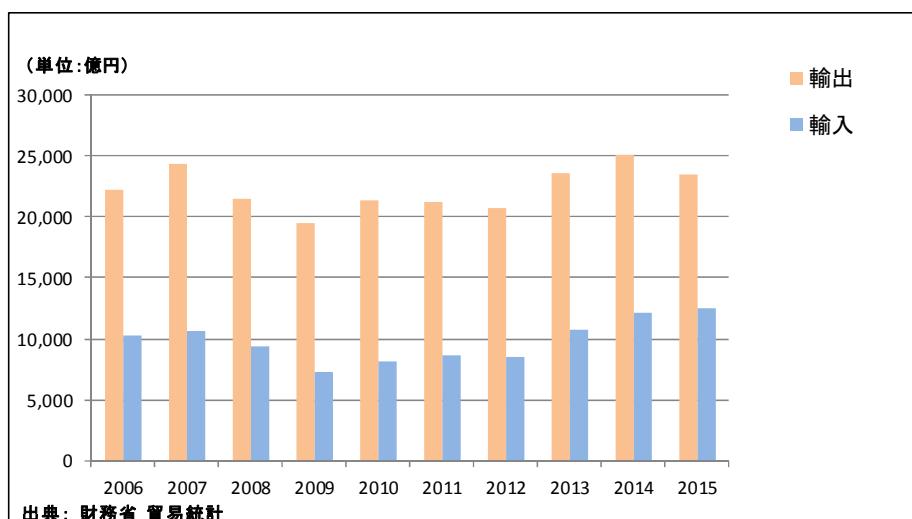
③JEMA主要会員企業の業績状況

(連結ベース 単位:億円)

No	年度	売上高	当期純利益
1	2013年度	332,020	8,983
2	2014年度	338,731	5,537
3	2015年度	332,811	479

JEMA主要会員会社15社の有価証券報告書より作成

④重電機器の輸出入額の推移



●主な輸入元(2015年度)

国名	金額	比率
中国	6,030	48.1%
米国	1,469	11.7%
タイ	762	6.1%

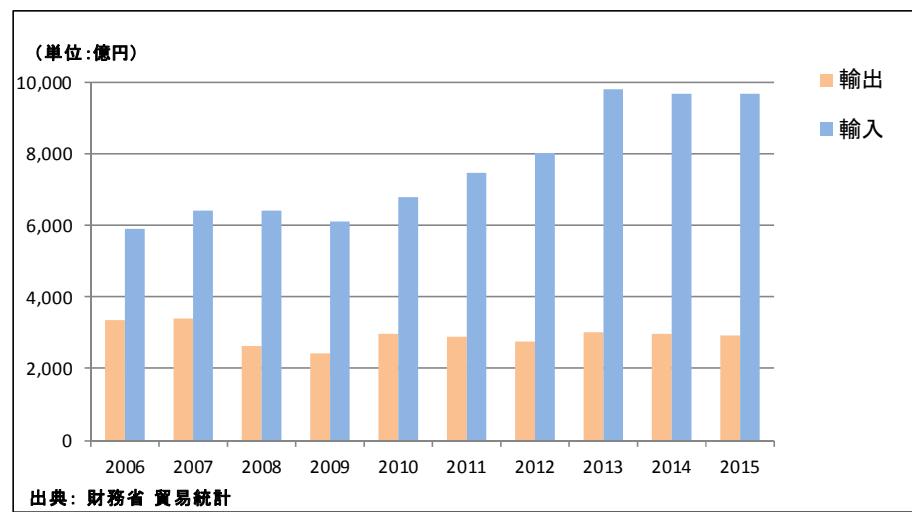
●主な輸出先(2015年度)

国名	金額	比率
中国	4,552	19.4%
米国	4,514	19.2%
韓国	2,194	9.3%

輸出については、中国等のアジア諸国では電力需要の旺盛な伸びを背景とした石炭火力発電設備や送配電設備等の受注増により、インフラ・システム輸出が増加、また北米では高経年設備の更新需要による輸出増が想定され、今後、増加が見込まれる。

わが国企業の生産拠点の多くは国内に残っているが、欧米・中国・韓国・メーク等との競争も激化する中でわが国企業が世界有数の技術開発力を維持し、さらに今後期待される新興国需要の事業獲得や、国内雇用維持・創出を実現するためにも、研究開発促進税制拡充等、税制の後押しが重要である。

⑤家電機器の輸出入額の推移



●主な輸入元(2015年度)

国名	金額	比率
中国	6,782	70.1%
タイ	1,161	12.0%
マレーシア	762	7.9%

●主な輸出先(2015年度)

国名	金額	比率
中国	605	20.5%
米国	528	17.9%
台湾	211	7.2%

家電製品の生産は生産コスト低減等のため海外にシフトし、現地生産・現地販売が主流となっている。また、輸入については、海外生産していた国内向け製品の生産拠点の国内回帰の動きもあるものの、急激な変化はみられない。

今後、需要が期待される高付加価値製品や環境配慮設計製品の研究開発・生産について国内回帰を一層促進し、国内雇用維持・創出の実現をするため、またわが国製造業の生命線である研究開発については、国際競争力維持を図るべく国内に引き留める施策が必要であり、そのためにも研究開発促進税制等の拡充が大変重要である。

⑥世界のエネルギー、環境分野を牽引する日本の電機産業の更なる高度化、高性能化のための開発の推進

原子力発電分野

⇒福島第一原子力発電所の廃炉・除染・汚染水対策については、我が国の高い技術力を結集し、その収束に向け鋭意対応している。また、我が国の原子力技術は海外でも高く評価されており、原子力発電を推進する諸国への世界最高レベルの原子力技術の提供を行う一方、その高い技術力を生かし、医療用加速器・粒子線応用製品の開発促進・普及(原子力技術の医療分野への応用)も着実に進めている。

火力発電分野

・超々臨界圧石炭火力発電、石炭ガス化複合発電、高効率ガスタービンコンバインドサイクル

⇒我が国企業の製品は世界最高水準の技術により効率性・信頼性が高く、高効率化・CO₂排出削減による省エネ化・地球温暖化防止に大きく寄与している。

【LNG火力】(下図参照)

1700°C級の超高温ガスタービン複合発電(GTCC)や発電効率63%程度を目指したガスタービン燃料電池複合発電(GTFC)、中小型基向けの高湿分空気利用ガスタービン(A-HAT)の開発を推進している。

【石炭火力】(下図参照)

現在、微粉炭火力の超々臨界圧火力発電(USC)が最高効率の技術として実用化されている。今後、蒸気温度700°C級により発電効率46%程度を目指した先進超々臨界圧火力発電(A-USC)の開発を進めるとともに亜瀝青炭や褐炭も使用可能な石炭ガス化複合発電(IGCC)、石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC)の技術開発を進めることで、更なる効率化を推進している。

・環境システム(脱硫・脱硝装置等)

⇒火力発電所・工場内設置ボイラ・ガスタービン等の排ガス処理について、我が国企業の製品は昨今の厳しい排出規制を守るべく、効率的かつ処理性能の高い設備を提供している。

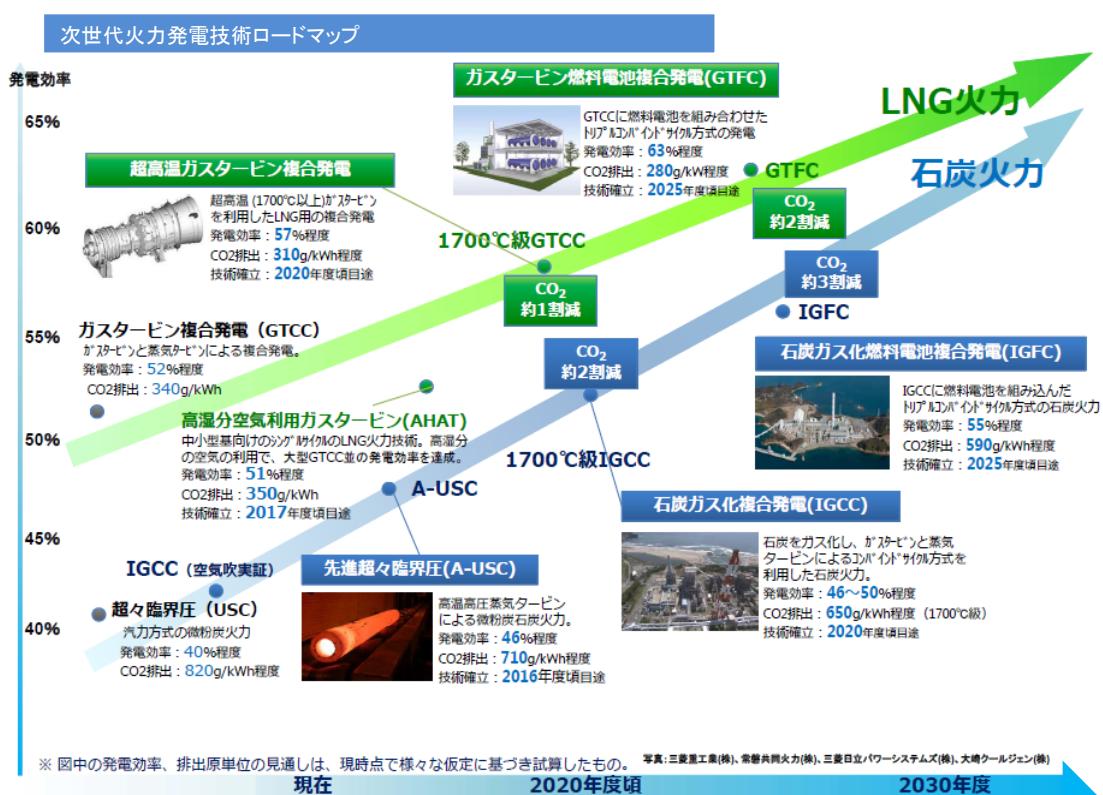
・二酸化炭素回収・貯留技術

⇒工場や発電所から排出されるCO₂を地中深くに埋める技術であり、新たな地球温暖化防止策として実用化を推進している。

再生可能エネルギー分野

・風力発電

⇒浮体式風力発電設備では、我が国企業の高い技術により、世界に類を見ない深い海域における風車設置や、潮流の激しい海域での高圧変電設備設置も進んでいる。



出典：経済産業省資源エネルギー庁 次世代火力発電の早期実現に向けた協議会（第3回会合）(2015/7/6) 資料3

1. 研究開発促進税制(R&D 税制)の拡充ならびに期限延長

【要望内容】

- ① 研究開発促進税制の本則化
- ② 総額型の税額控除限度額の拡充(法人税額の25%→30%)
- ③ 平成28年度末で適用期限切れとなる増加型上乗せ措置の期限延長ならびに
本制度を増加割合5%以下でも適用とすること(現行は増加割合5%超に適用)
- ④ 特別試験研究費の要件の緩和(適用要件自体ならびに書類提出手続き等の簡素化)
- ⑤ 総額型の税額控除限度超過額の繰越制度の復活

【要望の目的・効果】

・企業の研究開発投資の後押し ・技術立国としてのわが国の国際競争力強化

【図表1】各国の制度比較と研究開発促進税制拡充の動き

・各国の制度において控除限度額自体が無い国も多く、また繰越期間もわが国と比べて長くなっています。
また研究開発促進税制を拡充する動きも続いている。

●各国の制度と拡充の動き

国名	制度	控除限度額	繰越期間	直近の改正内容	最近の動き
英国	損金算入型	無	無制限	08年：研究開発費の追加損金算入額を拡充 11年：さらに算入額を拡充 13年：大企業向け税額控除制度導入	08年拡充 11年拡充 13年拡充
米国	税額控除型	下記のいずれか小さい金額 ■法人税額の75% ■法人税額から暫定ミニマム税額を差し引いた金額	20年	15年：時限措置だった本税制を恒久化(2016年度より措置)	15年拡充
仏国	税額控除型(総額型)	無	3年	11年：一部制度縮減。 (新設法人等への優遇税額控除率の引き下げ等) 13年：中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除適用 15年：税額控除率を20%→40%へ引き上げ	11年縮減 13年拡充 15年拡充
韓国	税額控除型(総額型又は増加型)	無	5年	10年：重点産業に係る税額控除を新設(LED・ロボット応用等62個の技術、金属・繊維等48個の技術) 13年：中堅企業の類型を設け優遇控除率を適用(以前は大企業と同率)	10年拡充 13年拡充
中国	損金算入型	無	5年	08年：開発研究費の追加損金算入率を拡充	08年拡充
日本	税額控除型 (総額型+オープンイノベーション型+増加型)	■総額型=法人税額の25% ■オープンイノベーション型=同5% ■上乗せ措置(増加型等)=同10% ※16年度末まで	無	14年：上乗せ措置を16年度末まで延長。 【縮減】増加割合5%以下に適用→5%超に適用 15年：総額型の控除限度額30%の時限措置は廃止。 控除限度額について当期法人税額の25%で恒久化、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)について総額型とは別枠で、当期の法人税額の5%まで控除可能となった。 【縮減】繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度廃止。(改正前の繰越期間は1年)	14年縮減 15年改変 ・縮減

出典：経済産業省「平成29年度税制改正に関する経済産業省要望」等より作成

【図表2】JEMA会員企業における研究開発費ならびに設備投資額の状況

・企業は単年度の損益にかかわらず研究開発を継続して行っている。

(連結ベース 単位:億円)

No	年度	売上高	研究開発費	研究開発費比率	当期純利益	設備投資額
1	14年度	338,731	16,146	4.8%	5,537	14,450
2	15年度	332,811	16,187	4.9%	479	14,461

JEMA主要会員会社15社の有価証券報告書より作成

2. 地方税の見直し(償却資産に係る固定資産税の廃止・外形標準課税拡大反対等)

【要望内容】

(1) 固定資産税の見直し

- ①**償却資産に係る固定資産税の廃止**
- ②**償却資産税における償却計算を法人税と同一化**
- ③**土地・家屋に対する固定資産税の見直しならびに負担水準の軽減**

(2) 地方税体系の見直し

- ①**事業税外形標準課税の課税拡大には反対**
- ②**事業税等の損金不算入には反対**
- ③**事業所税の廃止・見直し**
- ④**地方税への連結納税制度の導入**
- ⑤**地方税納付事務の簡素化**
- ⑥**申告電子化の徹底やフォーマットの統一**

(3) 地方独自課税への対応(法定外税の新設導入時の手続きの法制化等)

【要望の目的・効果】

- ・企業の国内設備投資促進
- ・装置産業の国外流出の防止
- ・国内雇用の維持・創出

【図表3】 傷却資産（機械・装置）に対する固定資産税の課税状況

※ 船舶・航空機、昇降機等の特殊な付帯設備を除く

国名	課税の有無	備考
英国	×	
フランス	×	職業税（「建物、土地、設備（償却資産）」に対する課税）を2010年廃止
韓国	×	
中国	×	
日本	○	

出典：経済産業省資料等より作成

3. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃

【要望内容】

企業年金積立金に対する特別法人税(平成29年3月末まで停止中)については、拠出・運用時は非課税、給付時課税の原則に沿って完全撤廃することを要望

【要望の目的・効果】

- ・本税制は、拠出・運用時は非課税、給付時課税の原則に反しており、また企業年金基金の他、企業ならびに個人の確定拠出年金も課税対象であるため、昨今の株価が伸び悩む状況で課税をすれば、年金資産の目減りを招く懸念がある

平成 29 年度税制改正要望項目一覧

全 16 項目のうち、11 項目を重点要望項目としております。(白抜項目が重点要望項目)
さらに具体的な要望内容については、8 ページ以降に記載しております。

1. 研究開発促進税制(R&D税制)の拡充ならびに期限延長
2. 地方税の見直し
 - (1)固定資産税の見直し(償却資産に係る固定資産税の廃止等)
 - (2)地方税体系の見直し(外形標準課税拡大・事業税等の損金不算入には反対)
 - (3)地方独自課税への対応(法定外税の新設導入時の手続きの法制化等)
3. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃
4. 繰越欠損金の繰越控除期間の延長、使用制限の撤廃
5. 企業の実質的な税負担軽減を伴う法人実効税率の引き下げ
6. 減価償却制度の見直し
7. 国際関連税制の見直し
 - (1)外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の軽減税国判定基準の引下げ
(16%未満)
 - (2)外国税額控除制度の改善
 - (3)二国間租税条約の新規締結・改定の推進
 - (4)移転価格税制の見直し
8. 受取配当金の益金不算入制度の改善
9. 会計基準変更への対応
10. 地球温暖化対策税の見直し
11. 消費税仕入税額控除制度「95%ルール」の復活
12. 環境関連投資促進税制の恒久化
13. 企業組織再編税制の整備
14. 連結納税制度の改善
15. 印紙税の廃止
16. その他の法人税制の見直し
 - (1)「当初申告要件及び適用額の制限」緩和にかかる職権更正への適用拡大
 - (2)役員賞与に係る「利益連動給与」「事前確定届出給与」の損金算入要件の緩和
 - (3)電話加入権の損金算入
 - (4)一般寄附金の損金算入限度額の拡大
 - (5)貸倒引当金制度の復活

1. 研究開発促進税制(R&D税制)の拡充ならびに期限延長

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016~600 兆円経済への道筋~」においては、民間における研究開発投資の促進を図り、2020 年（平成 32 年）までに官民合わせた研究開発投資を対 G D P 比 4 %以上とすることを目標として掲げており、研究開発投資促進が極めて重要な国家戦略として位置づけられております。

企業の研究開発投資は、将来の収益実現のため長期的視野に立ち、絶えず行われており、我々電機業界としても、研究開発投資こそ製造業の生命線であると考え、絶えず投資を継続しております。

近年、諸外国において研究開発促進税制拡充が活発化する中、わが国の研究開発促進税制（R & D 税制）についても本則化・拡充を行えば、将来にわたって企業が安定的・継続的に研究開発投資を行える国内立地環境がさらに整備され、技術立国としてのわが国の国際的競争力維持にも繋がる等、わが国経済に好循環をもたらすと考えられます。

これらの経済の好循環実現のためにも、本制度の本則化・拡充をいただくよう要望するとともに、現状の税額控除制度では赤字決算の場合には本制度を利用できず、また総額型の税額控除限度額の繰越制度廃止により本制度の活用メリットを十分に享受できない場合があることから、以下の通り要望いたします。

- ① 研究開発促進税制の本則化
- ② 総額型の税額控除限度額の拡充（法人税額の 25 %→30 %）
- ③ 平成 28 年度末で適用期限切れとなる増加型上乗せ措置の期限延長ならびに
 本制度を増加割合 5 %以下でも適用とすること（現行は増加割合 5 %超に適用）
- ④ 特別試験研究費の要件の緩和（適用要件自体ならびに書類提出手続き等の簡素化）
- ⑤ 総額型の税額控除限度超過額の繰越制度の復活

2. 地方税の見直し(償却資産に係る固定資産税の廃止・外形標準課税拡大反対等)

(1) 固定資産税の見直し

① 債却資産に係る固定資産税の廃止

債却資産に係る固定資産税は諸外国には無い稀な課税制度であり、また他の投資優遇税制等を活用した場合でも、本制度による課税で投資優遇効果が減殺されてしまうこともあります。本制度がわが国企業の国際競争力の低下や、装置産業の国外流出を引き起こす要因のひとつになっています。国際的イコールフッティングを確保することで、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、国内の雇用増の実現等の効果が期待されますので、債却資産に係る固定資産税の廃止を要望いたします。

なお廃止ができない場合でも、投資促進の観点から、平成 28 年度より実施している中小企業対象の固定資産税軽減措置を参考に、対象企業を拡大する等、類似の制度創設をいただくよう要望いたします。

② 債却資産税における債却計算を法人税と同一化

平成 19 年度税制改正において法人税法における債却計算方法が改正されましたが、それに伴って債却資産税における債却計算方法の改正が行われなかつたため、企業は二重管理を強いられています。申告実務の軽減を図るために、平成 19 年度税制改正で行われた債却計算方法に債却資産税の計算方法を合わせていただくよう要望いたします。

③土地・家屋に対する固定資産税の見直しならびに負担水準の軽減

土地・家屋に対する固定資産税については商工業用地への過重な負担がなされております。その負担を軽減し国内産業に活力を与えるためにも、評価方法の見直しならびに負担水準の軽減を要望いたします。

(2)地方税体系の見直し(外形標準課税拡大・事業税等の損金不算入には反対)

①事業税外形標準課税の課税拡大には反対

平成27年度税制改正に引き続き平成28年度税制改正において法人実効税率の引き下げに関連した措置として実施された本税の見直し（付加価値割・資本割部分の拡大）により、雇用の維持・創出への悪影響や、欠損法人への課税強化による経済への悪影響も懸念されていることから、雇用や企業活動に十分配慮したうえ、さらなる課税拡大とならないよう要望いたします。

②事業税等の損金不算入には反対

事業税等の地方税を損金不算入とすることについては、各税目の性格や事業者への影響を考慮し実施しないよう要望いたします。

③事業所税の廃止・見直し

事業所税の従業者割については事業税付加価値割と同様の給与課税であり雇用促進と逆行する他、資産割についても固定資産税等との二重課税となっているため、地方税体系の整理統合・簡素化の流れの中で廃止を検討いただくよう要望いたします。なお、廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しは早急に実施いただくよう要望いたします。

④地方税への連結納税制度の導入

連結納税制度を地方税に導入することにより、企業の納税事務の簡素化及び国税と地方税の整合性確保を実現できますので、制度導入を推進いただくよう要望いたします。

⑤地方税納付事務の簡素化

地方税の納付は自治体毎に行うため、全国規模で事業を展開している企業にとって大きな事務負担となっています。企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実現できることからも、本店所在地への一括納付を認める等、納付事務の簡素化を要望いたします。

⑥申告電子化の徹底やフォーマットの統一

申告事務効率化のため、申告電子化の徹底、フォーマットの統一、自治体ごとの税率の一覧性向上等について、推進いただくよう要望いたします。

(3) 地方独自課税への対応(法定外税の新設導入時の手続きの法制化等)

地方分権の推進により、地方独自課税の新設が想定されます。公平・公正な課税を実現するためにも、地方独自課税について公の場で検討する体制の整備が必要です。新設にあたっての納税者の事前意見聴取の義務化、総務大臣の同意に際しての判断基準・内容の公表を法制化していただくよう要望いたします。

3. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃

少子高齢化が進展し年金受給者が増大する中、企業年金基金の運用利率は再び低迷しており、この状況で積立残高に対する課税を行うと、更なる年金財政の悪化を招く恐れがあります。また特別法人税は、近年加入者が拡大している企業ならびに個人の確定拠出年金についても課税対象としており、課税を実施した場合、企業・個人ともに年金資産の実質的な減少を招く懸念があります。

企業年金資産の健全性を維持し、従業員及び年金受給者の企業年金に対する信頼感を高めるためにも、企業年金積立金に対する特別法人税（平成 29 年 3 月末まで停止中）については、拠出・運用時は非課税、給付時課税の原則に沿って完全撤廃していただくよう要望いたします。

4. 繰越欠損金の繰越控除期間の延長、使用制限の撤廃

繰越欠損金を保有しているにもかかわらず、繰越欠損金の使用制限や期限切れが生じると、通算では利益が出ていない苦境にある企業が課税されることになります。事業の継続性に配慮し、課税の公平性を確保するために、また企業の生産設備投資が増大し研究開発の長期化も進む中、投資回収の予見可能性を高め、長期的視野での投資拡大を後押しするためにも、依然として諸外国に比べ不利な扱いとなっている以下の制度の見直しを要望いたします。

①繰越控除期間の延長

欠損金の繰越控除期間の扱いについて、米国並みの 20 年に延長することを要望いたします。また、期間延長に際しては、帳簿の保存期間等について企業実務の簡便化に配慮していただくよう要望いたします。

【諸外国の欠損金繰越控除期間】

英国・仏・独・豪・香港・シンガポール ⇒ 無期限

米国 ⇒ 20 年 台湾・韓国 ⇒ 10 年

②使用制限の撤廃

平成 28 年度税制改正により使用制限が 28 年度は 6.5 %、29 年度は 5.5 %、30 年度は 5.0 %となっておりますが、使用制限により繰越欠損金を保有しているにもかかわらず課税所得が発生すること、また事務負担増大も引き起こすことから、この制限はぜひとも取り止めるよう要望をいたします。

③繰戻還付の復活と繰戻期間の延長

繰戻還付については、課税の公平性の観点から、全ての企業を対象にした本来の税制の取り扱いに戻し、また繰戻期間について米国は 2 年であり、国際的イコールフッティングの観点から繰戻期間の延長を要望いたします。

5. 企業の実質的な税負担軽減を伴う法人実効税率の引き下げ

平成 27 年度税制改正に引き続き平成 28 年度税制改正においても、法人実効税率の引き下げが実施されましたが、同時に実施された外形標準課税の拡大により、企業の税負担軽減としての効果が十分に発揮できていない状況にあります。

国際的イコールフッティングの実現によるわが国企業の国際競争力強化のためにも、アジア諸国並の 20 %台前半までの水準を目標に、引き続き引き下げを実施いただくとともに、引き下げにあたっては、効果を減殺しないためにも企業の実質的な税負担軽減を伴うよう要望いたします。

6. 減価償却制度の見直し

減価償却制度について、以下の項目につき制度の見直しを図られるよう要望いたします。

①建物附属設備及び構築物以外の資産への定額法強制適用拡大には反対

平成 28 年度税制改正において、新規取得をする建物附属設備及び構築物については定率法を廃止し定額法とすることとなりましたが、本来、定率法と定額法の選択については資産の使用実態に即して各企業で任意に選択すべきであり、建物附属設備及び構築物以外の資産への定額法強制適用拡大については反対いたします。

②少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

経済実態ならびに事務処理簡素化の観点から、また少額設備の更新需要を喚起することで投資の拡大効果が期待されることから、少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の 10 万円未満から、30 万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。また、ソフトウェアについては損金算入限度額 100 万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。

③減価償却資産区分の簡素化・明確化

平成 20 年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化・明確化が図られましたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、企業の管理コストの軽減と適切な運用の推進のためにも簡素化・明確化を図っていただくよう要望いたします。

また、機械装置において、耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」等）には、その他のものとして長い耐用年数が適用されるものがあるため、見直しを図り明確化していただくよう要望いたします。

7. 国際関連税制の見直し

(1) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の軽減税国判定基準の引下げ(16%未満)

平成 27 年度税制改正にて、外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の判定については「20 %未満」が軽課税となりましたが、わが国企業が多く進出しているシンガポールが既に 17 %となっている他、わが国をはじめ世界各国で法人実効税率引下げの動きも進んでおります。今後「20 %未満」が軽課税と言えない状況が懸念されることから、軽減税国判定基準のさらなる引下げ（16 %未満）を要望いたします。

なお、BEPS プロジェクトを踏まえた本制度の見直しにあたっては、現行制度の枠組みを維持しつつ合理的で簡素な制度とし、また現行制度における適用除外基準等の事項については、わが国企業の国際競争力の低下を招くことがないよう、外国子会社の経済実体も十分勘案し適正化をいただくよう要望いたします。

(2) 外国税額控除制度の改善

控除対象外国税額があるにもかかわらず、所得の減少や現地の課税とのタイムラグのために税額控除を受ける事ができないケースが発生しています。本制度の目的である国際的二重課税の解消をより確実にするため、また国際的な税負担のイコールフッティングを図るためにも、以下の項目について制度の見直しを要望いたします。

なお本制度の見直しに当たっては、国税だけでなく地方税においても同様の見直しがなされるように要望いたします。

①控除限度超過額及び控除限度余裕額の繰越期間の延長（3年 → 10年）

②控除限度超過額の損金算入制度の創設

- ・控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認める

- ・控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入を認める

③損金算入を選択した場合の控除余裕額の切捨て措置の廃止

④控除限度額計算に用いる法人税額は、試験研究費等の税額控除前の法人税額とすること

(3) 二国間租税条約の新規締結・改定の推進

今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の推進については、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとする一方、利子の源泉地国免税を進める等、一層の見直しを図ることを要望いたします。

特に親子間に係る源泉税の免税化は、「外国子会社配当益金不算入制度」の目的である日本への資金還流と再投資の促進を図ることができ、わが国企業の競争力強化に寄与することが期待されます。条約締結・改正交渉にあたっては、多くの日系企業が進出している中国を最優先とすることを要望いたします。

また、経済のグローバル化の進展により、企業が国際的二重課税に直面するケースが増加しております。移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的二重課税の回避のために、二国間租税条約の新規締結を加速し租税条約ネットワークの整備拡充を図っていただくよう要望いたします。

さらに上記の他、インドとの租税条約において国際的にも例外的な条項である「技術上の役務」を使用料の適用範囲から削除することも要望いたします。

(4) 移転価格税制の見直し

移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、また国際的二重課税のリスク軽減により、企業の海外活動を側面から支援することで、わが国の企業の国際競争力強化に繋げるために、本税制について以下の項目の見直しを要望いたします。

①事前確認制度（APA）および相互協議の一層の迅速化、効率化

②「国外関連者」基準の見直し（出資比率50%以上⇒50%超）

③相互協議およびAPAの決着に伴う過年度修正について、

　　地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度において
　　一括調整が図れる仕組みの創設

④相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること

⑤事務運営指針における価格調整金と寄附金との区分の明確化

⑥無形資産取引定義の明確化

8. 受取配当金の益金不算入制度の改善

国内受取配当金に関しては、平成 27 年度税制改正により株式等保有割合 100%未満～1/3超においては 100%、1/3以下～5%超においては 50%、5%以下は 20%が益金不算入となっており、益金算入部分については課税済みの利益に再度課税される二重課税の状態となっております。本来、受取配当金の益金不算入制度は二重課税を排除するための制度であり、持分割合に関係なく全額を益金不算入とするよう、制度の見直しを要望いたします。

また、益金不算入額の計算においては、関連法人株式等の保有区分にのみ規定されている負債利子控除について、他の保有区分の規定と同一とするため撤廃する他、95%が益金不算入とされている外国子会社からの配当について、国内投資の促進のため全額を益金不算入とされる措置を要望いたします。

9. 会計基準変更への対応

わが国の会計基準の当面の方針は、連単分離により単体について日本基準を堅持することとされておりますが、日本基準においても国際会計基準の影響を受けることが想定され、会計基準と法人税法の乖離は拡大することが予想されます。

減価償却費については、既に建物付属設備と構築物において法人税法上、定額法のみとされ会計上認められる基準との乖離が発生しており、損金経理要件の意義がなくなると考えられます（下記①）。

一方、既存の会計基準として認められている経理処理については、会計と税務の平仄を合わせため、以下の税制上の措置を講じていただきますよう要望いたします（下記②～④）。

- ① 減価償却費にかかる損金経理要件の廃止
- ② 試験研究費の発生時の損金算入
- ③ 減損損失の損金算入
- ④ 資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入

10. 地球温暖化対策税の見直し

平成 24 年 10 月より導入された「地球温暖化対策税」については、東日本大震災以前に導入が決定し、その後のエネルギー対策の議論も反映されないまま導入され、その後、度重なる税率の引き上げも実施されております。

本税制導入後、火力発電増加に伴う電力料金値上げ等により、わが国企業の国内立地環境の悪化や国際競争力低下が懸念されている状況を鑑み、本制度については、廃止を含めた見直しをいただくよう要望いたします。

また、見直しがなされない場合でも、本税制の使途について、本来の使用目的である省エネ・再生可能エネルギー対策以外への使用については反対いたします。

11. 消費税仕入税額控除制度「95%ルール」の復活

平成 24 年度税制改正にて撤廃された消費税仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」について、企業の膨大な事務コストの削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等の観点から、課税売上高が 5 億円を超える事業者についても「95%ルール」の復活をいただくよう要望いたします。

12. 環境関連投資促進税制の恒久化

地球温暖化防止は全世界が取り組むべき喫緊の課題であることは衆目の一致するところであります。世界有数の環境・省エネルギー技術を持つわが国産業界としても、地球温暖化防止に向けた低炭素技術のさらなる推進は重要なテーマであり、また東日本大震災を契機として電力安定供給確保の問題も改めて注目されております。

地球温暖化防止と電力安定供給確保の両立の観点や、民間投資を加速する観点からも、本制度を恒久化するよう要望いたします。

また、本制度による一層の効果拡大を図るため、対象機器について、温室効果ガス排出が少なく、かつ電力の効率的・安定的な供給と省エネ化を実現する燃料電池等にも拡充いただく一方、省エネに資する重家電製品にかかる税制措置等も併せて講じていただくよう要望いたします。

13. 企業組織再編税制の整備

柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与するため、以下の項目につき制度の見直しを図られるよう要望いたします。

①LLC税制の創設

日本版L L P (Limited Liability Partnership) 制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、L L C (Limited Liability Company) と同種のパススルー課税制度の創設を要望いたします。

②株主における譲渡損益の繰り延べ措置の創設

特例法等による認定等、一定の条件を満たす自社株対価 TOB について、株主における譲渡損益の繰り延べ措置を講じるよう要望いたします。

③適格組織再編に係わる要件の明確化

事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有の各要件の「見込み」概念が曖昧であるため、要件を明確化するよう要望いたします。

④時価算定方法の明確化

「税制非適格再編」における「時価評価」には曖昧な点があるため、明確化していただくよう要望いたします。

⑤会社分割時の承継資産に関する固定資産税の取り扱い

「固定資産税」の負担は1月1日現在の所有者に納税義務が生じますが、期中売却等の場合は譲受法人がその後の期間に対応する固定資産税相当額を負担しています。

会社分割時の未経過固定資産税についても、分割法人と分割承継法人との間で合理的に負担することを認めていただけるよう、運用の見直しを要望いたします。

⑥先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があり、この場合規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多くなっております。認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望いたします。

⑦繰越欠損金の引継ぎ制限の短縮(5年→3年)

繰越欠損金の引継ぎ制限を受ける特定資本関係期間については、現行5年から3年程度に短縮いただくよう要望いたします。

⑧従業員の引継要件の緩和

再編時の柔軟な構造改革実施のために、従業員の80%以上の継続雇用要件の緩和を要望いたします。

14. 連結納税制度の改善

連結納税制度について、以下の項目につき制度の改善を図られるよう要望いたします。

①連結対象会社の拡充

連結対象会社について、現在は完全子会社しか認められておりませんが、持株比率が80%以上の会社についても連結対象会社とすることを任意選択できるよう要望いたします。

②連結納税制度における中間申告納付期限の延長

連結納税制度における確定申告では、企業の事務負担を考慮して2ヶ月の申告期限延長が行われています。中間申告においても、確定申告と同様に申告期限を1ヶ月以上延長していただくよう要望いたします。

15. 印紙税の廃止

印紙税は作成文書に担税力を求める文書課税と位置付けられますが、ペーパーレス化の進んだ今日、文書にのみ課税することは課税の公平性等の観点から不合理であり、廃止していただくよう要望いたします。

16. その他の法人税制の見直し

(1)「当初申告要件及び適用額の制限」緩和にかかる職権更正への適用拡大

平成23年度税制改正において当初申告要件が緩和され、修正申告等の結果として法人税額が増加した場合、法人税の増加額に連動して追加的に税額控除が認められることとなりましたが、当該措置は「修正申告」及び「更正請求」の場合に限られ、税務調査により更正処分を受けて法人税額が増加した場合、連動して税額控除の増額は認められず、別途「更正の請求書」を提出する必要があります。

「更正通知」→「更正の請求」→「(更正の請求に対する)更正通知」と、企業・税務当局双方の事務負担が増加することから、税務調査による更正通知の中で税額控除の増額措置が適用されるよう、改正を要望いたします。

(2)役員賞与に係る「利益連動給与」「事前確定届出給与」の損金算入要件の緩和

平成28年度税制改正において、役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与については事前確定の届出を不要とした他、利益連動給与の算定指標の範囲についてはROE（自己資本利益率）その他の利益に関連する一定の指標を含むことが明確化されるなど制度の改善はされました。まだ制度導入を見送る企業が多いのが現状です。さらに企業が制度を有効活用できるよう、引き続き損金算入の要件を緩和していただくよう要望いたします。

(3)電話加入権の損金算入

税法上、固定電話の電話加入権（施設設置負担金）は非減価償却資産とされています。電話加入権（施設設置負担金）そのものの価値が薄れ、その廃止が検討されている現状において、税務上で損金算入を認めていただけるよう要望いたします。

(4)一般寄附金の損金算入限度額の拡大

平成 23 年度税制改正において、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額が拡充される一方、一般寄附金については損金算入限度額が縮減されましたが、企業の幅広い地域社会への貢献活動を促進するためにも、一般寄附金についても拡充を要望いたします。

(5)貸倒引当金制度の復活

平成 24 年度税制改正において、貸倒引当金制度の適用法人を銀行、保険会社や中小法人等に限定されましたが、貸倒れのリスクはすべての法人に共通して存在するものであるため、課税の公平性の観点からも、貸倒引当金制度については、すべての法人に対して適用いただくよう要望いたします。

以上

